

## 国立大学法人鹿児島大学入札監視委員会定例会議 議事要旨

開 催 日 及 び 場 所	平成28年11月10日(木) 国立大学鹿児島大学事務局2階 第一会議室	
委 員	委員長 平田 登基男(独立行政法人国立高等専門学校機構鹿児島工業高等専門学校 名誉教授)  委員 笹川 理子(弁護士法人笹川法律事務所)  委員 川崎 孝雄(川崎公認会計士事務所)	
審 議 対 象 機 関	国立大学法人鹿児島大学、国立大学法人鹿屋体育大学	
審 議 対 象 期 間	平成27年10月～平成28年9月	
抽 出 案 件 ( 合 計 )	5件	(備考) 今回の審議対象期間においては、再苦情の申立て及び同審議依頼はなし。
工 事 ( 小 計 )	4件	10月18日の入札監視委員会予備会議にて委員より抽出された案件について個別審議を行った。  その際、説明資料に基づき各発注機関の担当者から説明を行い、質問等への回答を行った。
一 般 競 争 ( 政 府 調 達 協 定 対 象 工 事 )	1件	
一 般 競 争 ( 政 府 調 達 協 定 対 象 工 事 を 除 く )	2件	
公 募 型 指 名 及 び 工 事 希 望 型 競 争	0件	
通 常 指 名 競 争	0件	
随 意 契 約	1件	
設計・コンサルティング業務	1件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申 または勧告の内容	なし	

質問	内容
<p>鹿児島大学  (1)建設工事及び設計・コンサルティング業務に関する入札・契約手続の運用状況等の報告について  資料1:総括表(建設工事)  ・特になし  資料2:総括表(設計・コンサルティング業務)  ・特になし  資料3:指名停止一覧表  ・特になし</p> <p>(2)予備会議において抽出された建設工費及び設計・コンサルティング業務の審議について  資料4:(郡元)小動物臨床獣医学研修センター(仮称)新営その他工事  【総合評価落札方式(標準型)】  ・早期発注を行うために、どのような対応をとっているのか。    ・不落随契となるケースは多いのか。</p> <p>資料5:(郡元)小動物臨床獣医学研修センター(仮称)新営その他機械設備工事  【総合評価落札方式(簡易型)】  ・特別重点調査の結果、契約に至るケースは少ないのか。</p> <p>資料6:(桜ヶ丘)医科診療棟改修その他機械設備工事  【総合評価落札方式(実績評価型)】  ・入札時の辞退者へ、辞退理由を確認しているのか。</p>	<p>・施設整備費等の予算については、要求した案件の結果が分かる前年12月頃より設計等の準備を行うようにしている。</p> <p>・稀なケースであり、年1回あるかどうかである。</p> <p>・特別重点調査対象案件となる場合は公告時に通知しているが、調査項目が多く、提出期限が短いため、調査の結果、契約に至るケースはほぼない。</p> <p>・本案件は3者が入札に参加しており、辞退者への確認は行っていない。不落、不調の場合に参考に確認することはある。</p>

質問	内容
<p>資料7:(桜ヶ丘)医科診療棟改修その他設計修正業務</p> <p>【一般競争(価格競争)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計修正業務となっているが、当初設計した業者へ依頼しなかったのか。</li> <li>・元設計の業者は入札へ参加していなかったのか。</li> </ul> <p>鹿屋体育大学</p> <p>(1)建設工事及び設計・コンサルティング業務に関する入札・契約手続の運用状況等の報告について</p> <p>資料8:総括表(建設工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul> <p>資料9:総括表(設計・コンサルティング業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> </ul> <p>資料10:指名停止一覧表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指名停止措置を講ずることによる苦情はなかったのか。</li> </ul> <p>(2)予備会議において抽出された建設工費及び設計・コンサルティング業務の審議について</p> <p>資料11:屋内実験プール加減圧可能流水プール補修工事</p> <p>【随意契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約相手方はプール関係の専門業者なのか。</li> </ul>	<p>本案件は設計が完了したものの一部修正業務であり、内容も高度なものではないため、元設計業者以外にも多くの業者が履行できると判断し、一般競争を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回、参加していなかった。</li> </ul> <p>・業者の過失による指名停止措置であり、業者も本措置に納得していることから、苦情はなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プールのみではなく、自社独自の特殊な製品・部品等を製作する業者である。</li> </ul>